



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	人 事 課

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第20号の3

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年長崎県規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例第4条の4第2号の規定に該当する職員（自動車その他の交通の用具（以下この条において「自動車等」という。）を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、次に定める額（<u>条例第4条の7の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額</u>）</p> <p>ア～タ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>(在宅勤務等手当)</u></p> <p>第12条の3 <u>住居、職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは二親等内の親族の住居、宿泊施設の客室（職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。）又はこれらに準ずる場所として知事が認めるものにおいて、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他一般職員の例により定めら</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例第4条の4第2号の規定に該当する職員（自動車その他の交通の用具（以下この条において「自動車等」という。）を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、次に定める額（<u>定年前再任用短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額</u>）</p> <p>ア～タ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2～5 略</p>

れる時間を除く。)の全部を勤務することを、3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が在宅勤務等手当の要件を欠くこととなったと認められる場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められる月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八九五)
二二二
二二四

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市
権島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト